

七枚表六行

勅令

命令

九枚裏二行

百八條ノ

「第百八條」

同 四行

議會ノ議員」

議會ノ議員」

十枚裏四行

管理委員會

管理委員會

十枚表八行

改める

改める。

昭和二十二年三月十三日發議 三月十四日執行

議長

副議長

書記官長

案

事務官



〔学校教育法案帝國議會へ提出の件

〔裁判所法施行法案帝國議會へ提出の件

〔會計検査院法を改正する法律案帝國議會

へ提出の件

〔財政法案帝國議會へ提出の件

一 會計法を改正する法律案帝國議會へ提出の件
一 兩院の議決を経た選挙運動の文書図書等の
特例に関する法律案

右明十五日(土曜日)午前十時緊急事件として
會議が開かれますから御出席なさるよう議
長の命に依つて御通知致します。

追つて議案各一部御配付致します。

昭和二十二年三月十四日

書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛各通

又

一件名第一案に同じし

右明十五日(曜日)午前十時会議が開かれるが説明員の出席を必要とする場合は成るべくその人数を少くしその官職氏名を折返し御通知ありたく命に依つて照会する。

昭和二十二年三月十四日

高辻事務官

内閣官房総務課長宛